

●香川県公安委員会告示第7号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第15号）第30条の4第1項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3に規定する医師を平成24年7月6日次のとおり指定したので、同規則第30条の4第3項の規定により告示する。

平成21年香川県公安委員会告示第7号は、廃止する。

平成24年7月10日

香川県公安委員会委員長 横井久子

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者
香川 公一	社会医療法人財団大樹会総合病院回生病院	坂出市室町3丁目5番28号	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定めるものを除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
三船 和史	医療法人社団三愛会三船病院	丸亀市柞原町366番地	
西紋 孝一	医療法人社団中和会西紋病院	丸亀市津森町595番地	
宮崎 雅仁	医療法人社団仁愛会三好医院	東かがわ市大谷813番地1	
市川 正浩	医療法人社団光風会三光病院	高松市牟礼町原883番地1	
馬場 浩一	医療法人社団玉藻会馬場病院	高松市郷東町580番地	
前田 譲二	医療法人社団三和会しおかぜ病院	仲多度郡多度津町堀江4丁目3番19号	